

境町太陽光発電設備の適正な設置に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、境町の良い景観の形成及び環境の保全並びに太陽光発電設備設置事業との調和を図るために必要な事項を定めることにより、町民の安全と安心及び地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電設備設置事業 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第3項の再生可能エネルギー発電設備のうち、同条第4項第1号に規定する太陽光を再生可能エネルギー源とするもの（以下「発電設備」という。）の設置を行う事業をいう。
- (2) 事業者 太陽光発電設備設置事業を行うものをいう。
- (3) 事業区域 太陽光発電設備設置事業を行う一団の土地をいう。
- (4) 地域住民 事業区域を含む行政区及び事業区域からおおむね50メートル未満に居住する住民をいう。
- (5) 近隣関係者 事業区域に隣接する土地又は建築物の所有者及び居住者をいう。

(町の責務)

第3条 町は、第1条に定める目的を達成するために、この条例の適正かつ円滑な運用が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、太陽光発電設備設置事業の実施に当たり、関係法令及びこの条例を遵守し、本町における環境の保全に係る支障及び災害の防止と魅力ある良好な景観形成に十分配慮するとともに、地域住民及び近隣関係者との良好な関係を保つよう努めなければならない。太陽光発電設備設置事業完了後においても、同様とする。

(適用範囲)

第5条 この条例は、総発電出力50キロワット以上の発電設備を設置する事業（実質的に同一の事業者が複数の場所に設置する場合及び実質的に一体と認められる場所で複数の発電設備に分割して設置する場合又は既に太陽光発電

設備設置事業を実施している事業区域において、発電設備の変更等により総発電出力が 50 キロワット以上となる場合を含む。)を実施する事業者を対象とする。ただし、当該発電設備を建築物に設置する場合を除く。

(届出及び協議)

第 6 条 事業者は、太陽光発電設備設置事業を実施しようとするときは、規則で定める事項を届け出て、町長と協議しなければならない。

2 事業者は、前項の規定により届け出た事項のうち、規則で定めるものを変更したときは、その旨を町長に届け出なければならない。

(近隣関係者への説明)

第 7 条 事業者は、第 6 条第 1 項の規定による届出後、近隣関係者に対して、規則で定める事項を説明しなければならない。

2 事業者は、前項の説明により、近隣関係者の理解を得るよう努めなければならない。

3 事業者は、第 1 項の規定による説明の結果について、規則で定めるところにより、町長に通知しなければならない。

(地域住民への周知及び説明会の開催)

第 8 条 事業者は、第 6 条 1 項の規定による届出後、地域住民に対して、規則で定める事項を周知するとともに、地域住民から太陽光発電設備設置事業に係る説明会の開催の要望があったときは、これに応じなければならない。

2 事業者は、前項の周知又は説明会の開催により、地域住民の理解を得るよう努めなければならない。

3 事業者は、第 1 項の規定による周知及び説明の結果について、規則で定めるところにより、町長に通知しなければならない。

(事前協議)

第 9 条 事業者は、第 7 条第 1 項の規定による近隣関係者への説明並びに第 8 条第 1 項の規定による地域住民への周知又は説明を行うに当たって、あらかじめ町長と協議しなければならない。

(協議終了の通知等)

第 10 条 町長は、第 6 条第 1 項の規定による協議が終了したときは、事業者に当該協議が終了した旨を通知するものとする。この場合において、町長は必要に応じて当該通知に意見を付すことができる。

2 事業者は、前項の規定による通知を受けた後に太陽光発電設備設置事業に着手するものとする。

(適正な設置及び管理)

第 11 条 事業者は、規則で定めるところにより、発電設備の適正な設置及び管理に努めるものとする。

(設置完了等の届出)

第 12 条 事業者は、発電設備の設置を完了し、又は太陽光発電設備設置事業を廃止するときは、規則で定めるところにより、町長に届け出るものとする。

(指導、助言及び勧告)

第 13 条 町長は、必要があると認めるときは、事業者に対して規則で定めるところにより、適切な措置を講ずるよう指導又は助言を行うことができる。

2 町長は、必要があると認めるときは、次の各号のいずれかの要件に該当する事業者に対し、期限を定めて適切な措置を講ずるよう勧告することができる。

(1) 第 6 条第 1 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(2) 第 10 条の規定による通知を受ける前に太陽光発電設備設置事業に着手したとき。

(3) 前項の規定による指導又は助言に正当な理由なく従わないとき。

3 事業者は、前項に規定による指導、助言又は勧告を受けたときは、規則で定めるところにより、その処理の状況を町長に報告しなければならない。

4 町長は、前項の報告を受けたときは、速やかに確認を行うものとする。

(公表)

第 14 条 町長は、前条第 2 項の規定による勧告を受けた事業者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、規則に定めるところにより、その事実を公表することができる。

2 町長は、前項の規定により公表しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ事業者に対し、その理由を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(委任)

第 15 条 この条例で定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年 10 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に発電設備を設置している事業者であって、実質的に

一つと認められる場所に発電設備を設置し，又は既に設置している発電設備を変更等することにより，総発電出力が50キロワット以上となる場合は，第5条の規定による対象とみなして，この条例の規定を適用する。